

令和 7 年 8 月定例会

議 案 参 考 資 料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第 39 号)

物品購入契約書及び物品概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
-------------------------------	---

(議案第 43 号)

鷺宮西小中学校スクールプラン・・・・・・・・・・・・・・	6
鷺宮西小中学校リーフレット・・・・・・・・・・・・・・	7

物品購入契約書

久喜市（以下「発注者」という。）とリコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 埼玉支社 公共文教営業部（以下「受注者」という。）とは、下記物品の購入に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約物品及び規格数量）

第1条 契約物品及び規格数量は、次のとおりとする。

（1）品名

久喜市立小・中学校 学習用端末

（2）規格

仕様書のとおり

（3）数量

仕様書のとおり

（契約金額）

第2条 契約金額は、金874,621,440円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金79,511,040円）とする。

ただし、設定設置等作業として、金12,566,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金1,142,400円）とする。

（納入期日及び場所）

第3条 受注者は、令和7年12月25日までに契約物品を発注者が指定する場所に納入するものとする。ただし、天災地変等発注者がやむを得ない理由と認めたときは、この限りではない。

2 前項による契約物品の納入は、第5条第2項の検査に合格したときに、これを完了する。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除とする。（久喜市契約規則第27条第3号に該当）

（検査）

第5条 受注者は、契約物品を納入しようとするとき及び納入を完了したときは、その旨を発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の規定による物品の納入完了通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところ

により、物品の納入の検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨を書面により受注者に通知するものとする。

- 3 発注者は、契約物品を事前に確認する必要があると認める場合は、中間検査を行うことができる。その結果、合格した場合は、受注者に通知するものとする。

(契約代金の支払い)

第6条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に契約代金を支払うものとする。

(履行遅延の場合の違約金)

第7条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期日までに納入を完了することができない場合において、納入期日後に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は違約金を徴収して納入期日を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、前条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(危険負担)

第8条 第5条第2項に規定する検査に合格するまでに契約物品に生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、納入された成果物が契約の内容に適合しないもの（以下「契

約不適合」という。) であるときは、受注者に対し、修正等の履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求できる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 受注者が、契約の内容に適合しない成果物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、成果物を発注者に引き渡したときにおいて、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 本契約の条項に違反したとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により納入期日に契約物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(契約の効力)

第12条 本契約は久喜市議会の議決を得るまでは仮契約とし、同議会の議決

を得たる後、本契約としての効力を有する。

(定めのない事項等)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合については、久喜市契約規則によるほか、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年7月28日

発注者 埼玉県久喜市下早見85番地の3
久喜市
久喜市長 梅 田 修 一

受注者 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目45番地1
リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部
埼玉支社 公共文教営業部
部長 細 沼 克 弘

物品概要

(久喜市立小・中学校 学習用端末)

1 学習用端末

- ・型 式 Lenovo500e Chrombook Gen4s
- ・性 能 CPU：インテル N100 プロセッサー
メモリ：8GB
ストレージ：64GB
ディスプレイ：11.6 インチ
- ・数 量 11,424 台

2 ソフトウェア

- ・端末管理ソフト Chrome Education Upgrade
- ・学習支援ソフト ミライシード
こども Suite
Yomokka !
SKYMENU Cloud Monitoring Edition
- ・フィルタリングソフト
Inter CLASS filtering Service
- ・数 量 各 11,424 ライセンス

3 端末カバー

- ・ハードケース
- ・数 量 11,424 個

久喜市立鷲宮西小中学校

新しい時代の学びを実現する学校

— 学校教育目標 —

将来 世界で活躍し 日本を支え
ふるさと久喜市を愛する児童生徒の育成

第3期久喜市教育振興基本計画・基本理念

誰もが夢と志を持ち みんなで豊かな人生を切り拓く

久喜の教育

"No one left behind" 一人取り残さない

家庭・保護者とともに

- ・ 教育環境整備、教育活動支援
- ・ 保護者の学びの機会を設定
- ・ 家庭と連携した子どもの自己肯定感・自己有用感など学力の下支えとなる非認知能力の育成
- ・ 家庭における教育DXの推進（家庭学習、文書配布、アンケート）
- ・ 自然災害（地震や荒天）への対応力の育成と向上
- ・ いじめ防止基本方針を踏まえた「いじめ未然防止」への共通理解・共通行動

地域・行政とともに

- ・ 子どもも大人もワクワク学ぶコミュニティスクール
- ・ 放課後子ども教室（ゆうゆう名称）の推進
- ・ 幼稚園・保育園・認定こども園との連携推進
- ・ 地域クラブ活動の拠点として整備
- ・ 地域交流活動の拠点として整備
- ・ 地域文化の保存・継承の拠点
- ・ DXを駆使した企業連携・企業協賛
- ・ 地域社会に根差した Well-being の向上

目指す学校像 「継承の中の創造」と「凡事徹底」（経営方針）

- ① 児童生徒にとって学力が向上する学校
- ② 児童生徒にとって、安心・安全な学校
- ③ 児童生徒にとって、できないことができるようになる学校
- ④ 教職員と児童生徒が共に成長する学校
- ⑤ 教職員が幸せになる学校

未来を切り拓く力を育むために

主な取組

- 9年間を一体として捉えた教育を提供・異学年交流の推進
- 学習活動の主語は児童生徒「個別最適な学び」の促進
- 「久喜市版未来の教室」、STEAM教育、生成AI活用から探求的な学びの実現
- グローバル社会で活躍するための英語コミュニケーション能力の育成
- 情報活用能力・課題解決能力の育成から未来社会で活躍する資質・能力の向上

豊かな感性と他者を尊重する心を育むために

主な取組

- 児童生徒の人權教育の充実、教職員への人權教育の推進
- 特色ある教育活動（異学年交流・集団活動・体験的活動）の実施
- 多様性を認め合う道徳教育・特別支援教育・インクルーシブ教育の充実
- 傾聴的な教育相談、積極的な生徒指導から「いじめや不登校、問題行動」の防止
- 現代社会における様々な課題を自分事としてとらえられる将来に向けた価値観や能力・態度の育成

心身の健康と安全な環境を育むために

主な取組

- 基本的な生活習慣の確立、保健体育授業・食育の充実
- 体育的行事・文化的行事等の工夫から「学校の集う機能」の強化
- 花と掲示物と音楽で潤いのある教育環境の整備・充実
- 交通事故ゼロ・校内事故ゼロ・アレルギーマーチゼロを目指す安全指導
- 主体的な児童生徒による持続的で魅力ある学校生活の創造・Well-beingの循環

目指す児童生徒像

1. 自発的に学習に取り組む児童生徒「学び方を学ぶ」「将来を考えて学ぶ」
2. 思いを伝え高めあふ児童生徒「礼儀正しい」「やさしい」
3. 健康で粘り強い児童生徒「健康と安全に気配りできる」「挑戦する」

～全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの展開を通して～

クラウドベースの教育

デジタル基盤の上に成り立つ学び

汎用的なアプリとクラウド環境のフル活用から教育DXの推進

『学習の基盤となる資質・能力』

言語能力と情報活用能力

『学習過程の質の向上』

- 1 課題設定
- 2 情報の収集（教科書の扱い方）
- 3 整理・分析（可視化、要約、比較、分類、関連、多面的・多角的）
- 4 まとめ
- 5 説明・発表（交流）
- 6 振り返りや評価「内容」と「方法」、AIドリルの積極的な活用
- 7 AIドリルの積極的な活用

『教え方と学び方』

（コンテンツとコンピテンシー）

- ・ コンテンツ 記憶・再生がゴール
- ・ コンピテンシー 実際に行動できるがゴール

『生誕にわたって学び続ける』

各教科におけるモノの見方・考え方から汎用的な能力の育成

～学びの先に社会問題を解決する力～

目指す教師像 「目の届いている児童生徒を必ず助ける」

- ① 最大の教育環境は教師自身 あいさつ・笑顔・学び続ける姿勢
- ② すばやい行動は最大の誠意 誠実・親切・迅速
- ③ 声なき声を聞く素直な心 多様化・多様性を認める態度
- ④ 常に相手の立場で考える 謙虚な姿勢
- ⑤ 子どもに期待する 新鮮な眼

日課表は？

● 朝校 8:05まで	
日 課 程	時 程
朝の会	8:05 - 8:15
清掃・業前	8:15 - 8:30
1校時	8:35 - 9:20
2校時	9:30 - 10:15
3校時	10:30 - 11:15
4校時	11:25 - 12:10
給 食	12:10 - 12:50
昼休み	12:50 - 13:10
5校時	13:15 - 14:00
6校時	14:10 - 14:55
帰りの会	15:00 - 15:10
自学の時間	15:10 - 15:40
7～9年生	

通学区域は？「学校選択制」？

前期課程・後期課程とも、現在の鷺宮小学校・鷺宮西中学校の通学区域と同じです。

また、「学校選択制」として、砂原小学校の通学区域にお住まいで、翌4月1日に入学する新1年生については、希望する場合、鷺宮西中学校へ就学を認めます。

鷺宮西小中学校への就学を希望する場合はお申込みと詳細についてはQRコードから→



QRコードが読み込みない場合は教育委員会教育総務課
(電話：0480-58-1111 内線317)

Q&A

環境の変化への配慮は？

学校で組織的に取り組みます。担任の先生だけでなく、全教職員が児童生徒の情報を共有し、連携して対応にあたります。スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーなど外部の専門家との連携もこれまでと変わらず行い、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、きめ細やかなサポート体制を整えています。

部活動は、どうなるの？

中学校段階（7年生～9年生）で、これまで通り部活動が行われます。各種大会等にも、これまでと同じように参加することができます。

6年生の終わりに卒業式があるの？ 7年生になるときに入学式はあるの？

義務教育学校では、6年生は「前期課程の修了」という位置づけになるため、卒業式は行いません。また、7年生は（中学1年生相当）は「後期課程の始業」という位置づけになるため、入学式は行いません。

しかし、6年生の卒業式と7年生の入学式に代えて、子どもたちの達成感や充実感を大切にするための取組みを検討中です。

卒業後の進路は？普通の中学校とは違うの？

普通の中学校を卒業する児童生徒と全く同じです。義務教育学校は、あくまで小学校と中学校の教育課程を一体的に実施する学校であり、卒業時には中学校卒業と同等の資格が与えられます。そのため、高等学校への進学や、その他の進路選択において、普通の中学校を卒業した場合と何ら変わりはありません。

義務教育学校

久喜市立鷺宮西小中学校へようこそ！

2026年春に市内初の義務教育学校「久喜市立鷺宮西小中学校」が開校します。このリーフレットでは、鷺宮西小中学校の魅力を紹介します。



現在の鷺宮西中学校の校舎を増改築して、鷺宮西小中学校の新校舎を建設



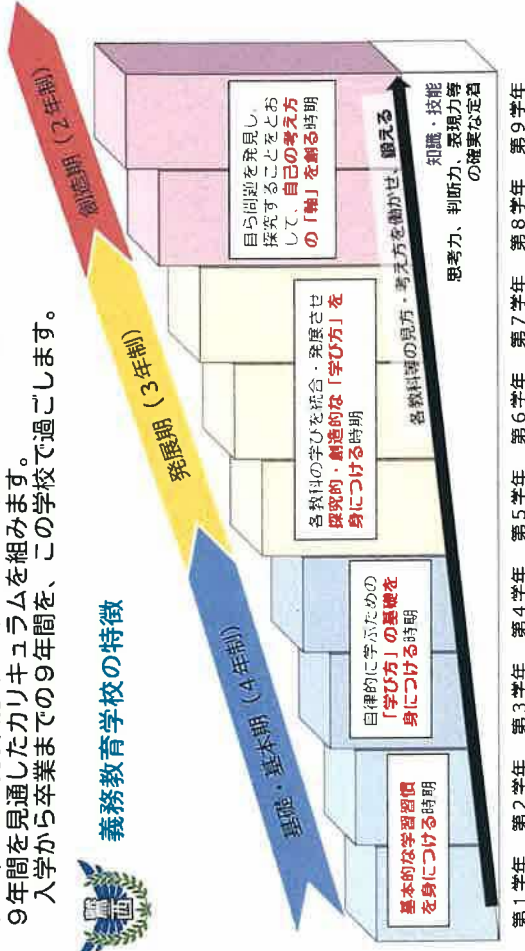
7年生からの新制服

現行の小学1年生から6年生を「前期課程」、中学1年生から3年生までを「後期課程」として区切り、学年の呼称は全学年を通して1年生から9年生となります。

学習等の指導面については、1年生から4年生を「基礎・基本期」、5年生から7年生を「発展期」、8年生から9年生を「創造期」として、9年間を貫通したカリキュラムを組みます。

入学から卒業までの9年間で、この学校で過ごします。

義務教育学校の特徴



2026春
開校

義務教育学校 鶯宮西小中学校

～将来世界で活躍し 日本を支え
ふるさと久喜市を愛する人財を育む学校～

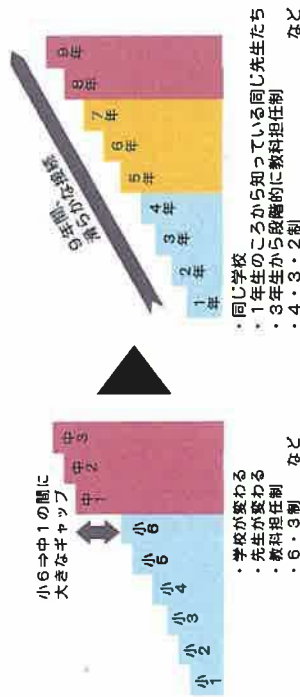
Global spirit, Japanese heart, hometown pride. Be an influencer!

特色 1

安心して通える「滑らかな9年間」

9年間、同じ学校で同じ先生たちが子どもたちの指導にあたりますので、子どもたち一人ひとりの個性や特性、性格などをより深く理解できます。先生たちが「わかってくれる」ことは、安心して学校生活を送るうえで、とても重要です。

また、義務教育9年間のつながりを踏まえ、「6・3制」からより滑らかな接続が可能となる「4・3・2制」にすることで、いわゆる「中1ギャップ」も起こりにくくなります。例えば、どの学年もより高い目標を持つことができます。



特色 2

義務教育学校だからこそ育まれる「社会性」

学校行事や縦割り活動、休み時間など、1年生から9年生までが同じ空間で共に過ごす義務教育学校ならではの異学年交流により、より効果的に「社会性」が育まれます。

一方で、例えば「低学年用校庭」「後期課程用体育館」など、発達段階に合わせた優先使用スペースも備えており、活動に応じて最適な環境で学べます。



特色 3

世界で活躍する力を育む「グローバル教育」

海外交流・eスポーツなど、企業と連携した独自の実践的な外国語教育を9年間積み重ねることで、外国語によるコミュニケーション力はもちろん、発信力・交渉力などのグローバル社会で活躍できる力を育みます。



特色 4

未来を拓く力を育む「探究・共創」の教育課程

久喜市版未来の教室構想に基づき、学習者用端末とクラウド環境を学習の基盤とした個別最適な学びに加え、3Dプリンターなどの先端技術や従来の図書資料など、多様な情報へのアクセスするハブとなる特別教室「ラーニング・コモンズ」を設置し、探究・共創の学びを加速します。また、テクノロジーをフル活用して、非認知的な能力や汎用的な能力を育成する次世代型キャリア教育の充実を図ります。

先を見通すことが難しい時代でも、自ら学び、未来を切り拓いていく力を育みます。



お問い合わせは

こちら⇒

＜教育活動に関すること＞

鶯宮西中学校 TEL: 0480-58-9645

＜就学に関すること＞

受付時間: 8:45～16:30
(土日休日を除く)

久喜市教育委員会教育総務課 TEL: 0480-58-1111